令和6年(ハ)第 号損害賠償請求事件

原告

被告 ENEOS株式会社

被告準備書面(4)

令和6年8月9日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

被告訴訟代理人 弁護士 (本件連絡担当)(直通電話



目 次

第	1	緒		言		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						• • • • • • •				3
第	2	原	告第	3 準	備書面	第1	(原告	の主張	€)	に対す	る認	否	• • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3
	1		第1	の1	(被告	の主張	長に対	する反	論) (2]	頁以1	下) に	つい	C		3
		(1)	第	10	1(1)	(被告	には・	…義務	がま	あるこ	と) (2頁	以下)	につ	いて	3
		(2)	第	10	1(2)	(被告	うが…イ	責務が	ある	ること)	(3	頁以	下) に	こつい	て	4
		(3)	第	10	1(3)	(被告	` の…]	正当と	はレ	ハえない	いこと	노) (4 頁以	(下)	につい	て…4
		(4)	第	10	1(4)	(まと	め) ((7頁)	に	ついて	- 					6
	2	,	第1	の2	(被告	の認る	らにつ	いて)	(7	7頁以	下) 13	こつい	て			6
第	3	訂	正後	の原	告第1	準備記	書面・	原告第	32	準備書	面に	対する	る認否	·		6
第	4	文章	書送	付嘱	託申立	てにつ	ついて							· • • • • • •		6

第1 緒 言

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告の令和6年7月25日付の「被告準備書面(3)」(以下「被告準備書面(3)」という。)までの被告の主張書面に定義するところによる。

第2 原告第3準備書面第1 (原告の主張) に対する認否

原告の令和6年8月9日付の「原告第3準備書面」(以下「**原告第3準備書面**」 という。)の第1(原告の主張)(2頁以下)における原告の主張に対する被告の 認否は、以下のとおりである。

- 1 第1の1(被告の主張に対する反論)(2頁以下)について
- (1) 第1の1(1) (被告には…義務があること) (2頁以下) について
 - ア 第1の1(1)ア(「被告は」以下)(2頁)について 認める。
 - イ 第1の1(1)イ(「要するに」以下)(2頁以下)について 認める。
 - ウ 第1の1(1)ウ(「しかしながら」以下)(3頁)について認める。
 - エ 第1の1(1)エ(「したがって」以下)(3頁)について 争う。

仮に被告が何者かに対して原告の主張するような義務を負っているとして

も、少なくとも被告がその従業員(原告を含む。)に対して負っている義務ではない。

- (2) 第1の1(2) (被告が…債務があること) (3頁以下) について
 - ア 第1の1(2)ア(「被告は、被告の」以下)(3頁)について 認める。
 - イ 第1の1(2)イ(「被告は、行動基準」以下)(3頁以下)について 争う。

仮に被告が何者かに対して原告の主張するような義務を負っているとして も、少なくとも被告がその従業員(原告を含む。)に対して負っている義務で はない。

- ウ 第1の1(2)ウ(「被告は、被告の」以下)(4頁)について 争う。
- (3) 第1の1(3) (被告の…正当とはいえないこと) (4頁以下) について
 - ア 第1の1(3)ア(「被告は、本件通報」以下)(4頁以下)について 認める。
 - イ 第1の1(3)イ(「事実Aに関して」以下)(5頁)について 認める。

- ウ 第1の1(3)ウ(「しかしながら」以下)(5頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。
- エ 第1の1(3)エ(「事実Bに関して」以下)(5頁)について 否認する。
- オ 第1の1(3)オ(「また」以下)(5頁以下)について 「追加通報に係る調査の結果」のみでは「判然としない」という限度で、 認める。
- カ 第1の1(3)カ(「事実Cに関して」以下)(6頁)について 認める。
- キ 第1の1(3)キ(「しかしながら」以下)(6頁)について 一般論である限りにおいて、認める。
- ク 第1の1(3)ク(「そのため」以下)(6頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。
- ケ 第1の1(3)ケ(「このように」以下)(6頁)について 争う。
- コ 第1の1(3)コ(「以上のとおり」以下)(6頁)について 争う。

- サ 第1の1(3)サ(「よって」以下)(7頁) について 争う。
- (4) 第1の1(4) (まとめ) (7頁) について 争う。
- 2 第1の2 (被告の認否について)(7頁以下)について 争う。

第3 訂正後の原告第1準備書面・原告第2準備書面に対する認否

原告の令和6年8月9日付の「訂正申立書」(以下「**原告訂正申立書**」という。)による原告第1準備書面及び原告第2準備書面の訂正にもかかわらず(以下、原告訂正申立書による訂正後の原告第1準備書面及び原告第2準備書面を、それぞれ「**原告第1準備書面**」及び「**原告第2準備書面**」という。)、被告準備書面(3)までの被告の主張書面における被告の認否及び主張に変更はない。

第4 文書送付嘱託申立てについて

原告は、原告第2準備書面「はじめに」第3段落(3頁)において、甲第27号証以降の書証については、原告の主張に対する適切な認否が行われた後に文書送付嘱託を申し立てると述べ(原告訂正申立書2(1)(2頁)、原告第3準備書面第1の2柱書第5段落(「引き続き」以下)(8頁)において、被告が準備書面において否認の理由を記載しない場合は、裁判所に対して文書送付嘱託を申し立てると述べている。

しかし、文書の送付を嘱託するためには、その文書につき証拠調べをする必要性があることを要するところ(民事訴訟法第181条第1項)、原告が原告第3準備書面第1の2以下において「明らかにすべき」と主張している「否認」又は

「争う」の理由は、その理由の如何によって、本件訴訟の争点あるいは原告の主 張に理由があるか否かの認定に影響を及ぼすものでない。

よって、原告がいかなる文書について文書送付嘱託を申し立てるかにかかわらず、証拠調べをする必要性がない。

したがって、仮に原告が文書送付嘱託を申し立てたとしても、当該申立ては直 ちに却下されるべきである。

以上.